

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

25 介護予防訪問入浴介護

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第69号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

26 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第63条第1項第1号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第70号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ④ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8）「緊急時（介護予防）訪問看護加算・

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

23 介護予防訪問入浴介護

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第69号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

24 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第63条第1項第1号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙8-1）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「看護体制強化加算」については、（別紙8-2）「看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）」を添付させること。
- ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域